

平成30年第2回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平 成 3 0 年 6 月 6 日（水曜日）

議 事 日 程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 報告第2号 平成29年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第6 報告第3号 平成29年度四万十町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第7 報告第4号 平成29年度四万十町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第8 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第9 同意第8号 農業委員会委員の任命について
- 第10 同意第9号 農業委員会委員の任命について
- 第11 同意第10号 農業委員会委員の任命について
- 第12 同意第11号 農業委員会委員の任命について
- 第13 同意第12号 農業委員会委員の任命について
- 第14 同意第13号 農業委員会委員の任命について
- 第15 同意第14号 農業委員会委員の任命について
- 第16 同意第15号 農業委員会委員の任命について
- 第17 同意第16号 農業委員会委員の任命について
- 第18 同意第17号 農業委員会委員の任命について
- 第19 同意第18号 農業委員会委員の任命について
- 第20 同意第19号 農業委員会委員の任命について
- 第21 同意第20号 農業委員会委員の任命について
- 第22 同意第21号 農業委員会委員の任命について
- 第23 同意第22号 農業委員会委員の任命について

- 第24 同意第23号 農業委員会委員の任命について
 第25 同意第24号 農業委員会委員の任命について
 第26 同意第25号 農業委員会委員の任命について
 第27 同意第26号 農業委員会委員の任命について
 第28 議案第55号 四万十町過疎地域自立促進計画の一部変更について
 第29 議案第56号 四万十町行政評価条例の一部を改正する条例について
 第30 陳情

～～～～～～～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第30まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出席議員（18名）

1番	橋本章央君	2番	林健三君
3番	古谷幹夫君	4番	緒方正綱君
5番	岡峯久雄君	6番	下元真之君
7番	岩井優之介君	8番	水間淳一君
9番	吉村アツ子君	10番	味元和義君
11番	下元昇君	12番	堀本伸一君
13番	楨野章君	14番	武田秀義君
15番	中屋康君	16番	西原眞衣君
17番	橋本保君	18番	酒井祥成君

～～～～～～～～～～～～～～～～

欠席議員（0名）

～～～～～～～～～～～～～～～～

説明のため出席した者

町長	中尾博憲君	副町長	森武士君
政策監	山脇光章君	会計管理者	樋口寛君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	清藤泰彦君	危機管理課長	川上武史君
企画課長	山本康雄君	農林水産課長	長谷部卓也君
にぎわい創出課長	植村有三君	税務課長	松田好文君

町民課長	細川理香君	建設課長	吉岡孝祐君
健康福祉課長	野村和弘君	環境水道課長	宮本彰一君
教 育 長	川上哲男君	教 育 次 長	熊谷敏郎君
生涯学習課長	林 瑞穂君	学校教育課長	西谷典生君
農業委員会事務局長	西田尚子君	代表監査委員	田邊幹男君
総務課財政班長	津野 博君	大正・十和診療所事務長	川村裕之君

大正地域振興局

局長兼地域振興課長	山本安弘君	町民生活課長	佐々木優子君
-----------	-------	--------	--------

十和地域振興局

局長兼地域振興課長	竹本英治君	町民生活課長	酒井弘恵君
-----------	-------	--------	-------

~~~~~

#### 事 務 局 職 員 出 席 者

|         |        |   |   |       |
|---------|--------|---|---|-------|
| 事 務 局 長 | 宮地正人君  | 次 | 長 | 三宮佳子君 |
| 書 記     | 國澤みやこ君 |   |   |       |

~~~~~

午前 9 時30分 開会

○議長（酒井祥成君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまより平成30年第 2 回四万十町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（酒井祥成君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4 番緒方正綱君及び15番中屋康君を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（酒井祥成君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

このことにつきましては、一昨日の 6 月 4 日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長堀本伸一君。

○議会運営委員長（堀本伸一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、代表して私のほうから平成30年第 2 回四万十町議会定例会の会期についてご報告を申し上げます。

今議会につきましては、本日 6 月 6 日から 6 月14日までの 9 日間と決定をいたしましたので、ご報告を申し上げたいと思います。なお、一般質問につきましては、今議会では 7 名の議員が通告をされております。日程としましては 6 月12日、6 月13日の 2 日間でお願いいたします。なお、常任委員会につきましては記載のとおりでありますので、またお目通しをいただきたいというふうに思います。

以上でございます。ご審議を賜り、決定をしていただきたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 委員長の会期報告が終わりました。

委員長の会期報告は、本日の 6 月 6 日から 6 月14日までの 9 日間であります。

お諮りします。

平成30年第 2 回定例会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ご異議なしと認めます。したがって、平成30年第 2 回定例会の会

期は本日から6月14日までの9日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定等につきましては、お手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（酒井祥成君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第199条第4項並びに同法同条第2項の規定による定期監査、行政監査の報告並びに地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告がっております。事務局に保管しておりますので、適宜閲覧願います。

次に、会議規則第129条、議員の派遣について、その結果を報告します。

平成30年3月19日、産業建設常任委員会5名が先進地視察として、いの町の土佐和紙工芸村くらうどと大豊町の猪鹿工房おとよを訪問し、研修を行いました。

同日、平成30年第1回交通安全町民会議が開催され、林副議長が出席しました。

平成30年3月20日、四万十町森林組合本所事務所等落成記念式典に議長と共に産業建設常任委員5名が出席しました。

平成30年3月29日、谷干城フィギュア像完成除幕式に古谷産業建設常任副委員長が出席しました。

平成30年4月1日、第10回四万十川桜マラソン大会開会式及び表彰式に議長、武田教育民生常任委員長が出席しました。

平成30年4月14日、高知市で開催されました高知四万十会春期大会に議長、岩井議員、水間議員が出席しました。

平成30年5月25日、四万十町商工会通常総会に下元昇産業建設常任委員長が出席しました。

平成30年5月28日から29日、東京都で開催されました平成30年度町村議会議長・副議長研修会に議長と副議長が出席しました。

平成30年6月1日に東京都で開催されました四万十町東京オフィスオープニングセレモニーに林副議長が出席しました。

議長が出席しました議長会等の件につきましても、お手元に配付しておりますので、ご了承ください。

これで諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（酒井祥成君） 日程第4、行政報告を行います。

町長より行政報告を行いたい旨の申し出があっております。これを許可します。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、平成30年6月定例会に当たりましての行政報告を申し上げたいと思います。

本日、議員の皆様のご出席をいただき、平成30年6月町議会定例会が開催されますことを厚く御礼を申し上げます。

開会に当たりまして、さきの3月町議会定例会以降の主要な行政運営等に関しまして、ご報告を申し上げます。

まず初めに、平成29年度一般会計決算見込みについてご報告を申し上げます。

平成29年度の一般会計決算見込額につきましては、歳入総額167億8,494万円、歳出総額164億8,840万円で、歳入歳出差引額は2億9,654万円となり、このうち翌年度へ繰り越すべき財源7,347万円を差し引いた実質収支額は2億2,307万円となっております。

現在、決算調整並びに分析等を行っているところでございますが、歳入においては、町税で1億1,840万円余り増加した一方、実質的な普通交付税などが減少した結果、歳入全体では1億3,950万円、0.8%の減少となっております。

なお、ふるさと支援寄附金、いわゆるふるさと納税につきましては12億7,080万円余りとなっております。

また、歳出においては、公債費の繰上償還などによりまして、歳出全体で1億2,749万円、0.8%の増加となっております。

町の預金に当たります積立基金残高につきましては、ふるさと支援基金で8億3,550万円、その他で2億9,100万円、合わせて11億2,650万円を取り崩す一方、今後の各種事業等に必要な財源といたしまして、ふるさと支援基金で約12億8,300万円、その他で5億9,900万円、合わせて18億8,200万円余りを積み立てた結果、前年度の決算剰余金処分による積立と合わせて10億580万円余り増加しております。

また、町の借金に当たります町債残高につきましては、前年度末から10億8,500万円余り減少しております。

以上、決算見込みのご報告でございますが、町議会9月定例会には決算認定議案として提案を予定しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、移住促進についてのご報告を申し上げたいと思います。

本町では、人口減少に歯止めをかけるため、平成23年度から移住促進を重要施策の一つとして位置付け、様々な取組を展開しており、平成23年度は7組15人であった移住者数が、平成29年度においては125組190人となりまして、一定の成果を上げているところでございます。

しかしながら、これらの移住につきましてはIターン者の割合が高く、本町の更なる発展には、Uターン者の増加を図る効果的な施策の展開が必要と考え、町出身者が四万十町を身近に感じることができる環境整備といたしまして、去る6月1日、事業委託先である株式会社ばど（東京都品川区）の社内に四万十町東京オフィスを開設いたしました。

このオフィスでは、町出身者に町の様々な情報をリアルタイムで発信することによりまして、故郷に帰りたいと思う意識を醸成すると共に、町出身者のコミュニティを形成し、首都圏における四万十町ファンの拡大に取り組んでまいります。

また、本町の外商推進拠点として、首都圏の多様な店舗等への営業活動を通じ、町産品の販路拡大を推進したいと考えております。

続きまして、文化的施設検討委員会について、ご報告を申し上げます。

本町では、文化的施設の整備について検討するため、昨年度に文化的施設検討委員会を設置し、16人の委員による計3回の協議が行われてきたところでございます。

委員会では、町内の既存施設の現状把握、ワークショップ形式による施設のあるべき姿の検討のほか、岡山県瀬戸内市立図書館での研修も実施されまして、目指すべき施設のイメージが共有化されておるところでございます。

また、本年度に開催された委員会では、住民や商工会等の地域団体との総合的なまちなか活性化についての検討の必要性も協議されまして、文化的施設の整備に当たっては、平成30年度に基本構想、平成31年度に基本計画を策定するスケジュールの見直しが必要との結論に至ったところでございます。

このため本年度につきましては、委員会での協議に加え、住民参加型のワークショップ等を通じて文化的施設の理念やコンセプトをつくり上げていくことによりまして、住民の皆様にも愛着を持って利用いただける施設整備の検討に取り組みたいと考えておるところでございます。

続きまして、小中学校の適正配置計画について、ご報告を申し上げます。

本町における小中学校の適正配置については、昨年12月に、教育委員会から、児童生徒の学びを保障するための第2次四万十町立小中学校適正配置に係る提言書が提出されてと

ころでございます。

これを受理いたしました町長部局では、本年2月と4月、町長、教育長、町の管理職で組織をいたします四万十町学校適正配置等推進本部会を開催し、提言書の内容確認のほか、適正配置計画の進め方、スケジュール等の協議を行っております。

その結果として、計画の策定に当たりましては、保護者や地域の皆様に児童生徒数の状況や将来推計のほか、学校の適正規模・適正配置に係る町の基本的な考え方を説明し、ご意見をいただくことが必要であると判断いたしましたので、5月に町内8か所で地域会を開催したところでございます。

地域会では、保育所・小学校・中学校の保護者を始め、地域の方々にもご参加いただきまして、多くのご意見等をいただいております。

今後は、これらのご意見等を参考にしながら、6月下旬までに推進本部で計画素案を策定し、7月から各小学校校区での意見交換会のほか、児童生徒の保護者、区長会の代表者、学校長、学識経験者、また公募委員等で組織いたします四万十町学校適正配置審議会による審議を経まして、平成30年12月中に計画策定を行いたいと思っております。

以上、行政報告といたします。議員の皆様並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（酒井祥成君） これで町長の行政報告を終わります。

これより議案を順次提案いたします。日程第5、報告第2号から報告第4号を一括報告、日程第8、諮問第1号を答申後、日程第9、同意第8号から同意第26号までの19同意議案を一括上程説明、一括質疑後、1議案ごとに討論・起立採決を行います。日程第28、議案第55号と議案第56号は提案理由の説明のみとし、質疑・討論・採決は後日を予定しております。日程第30、陳情はそれぞれ所管の各常任委員会に付託を予定しております。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第5、報告第2号平成29年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第6、報告第3号平成29年度四万十町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第7、報告第4号平成29年度四万十町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、以上、報告第2号から報告第4号までの3議案を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第2号から報告第4号までについて、提案理由のご説明を申し上げます。

これら3件の報告につきましては、平成29年度予算におきまして繰越明許費のご承認をいただいております各事業について、平成30年度へ繰り越す額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、繰越額並びに財源内訳等につきまして報告をするものでございます。

まず、報告第2号平成29年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明を申し上げます。

一般会計における主な事業といたしましては、平成29年度国の補正予算関連事業を始め、移住定住促進事業や保育施設環境整備事業、町道改良事業、吉見川浸水対策事業、津波避難対策推進事業、耐震化促進事業、災害復旧事業など計20件、総額5億5,859万1,000円の繰越額となっております。

目的別では、2款総務費で5,583万2,000円、3款民生費で3,873万8,000円、4款衛生費で1,667万1,000円、6款農林水産業費で3,885万6,000円、8款土木費で1億6,855万9,000円、9款消防費で1億1,736万8,000円、10款教育費で329万4,000円、11款災害復旧費で1億1,927万3,000円となっております。

また、総額5億5,859万1,000円のうち、平成29年度国の補正予算に伴う繰越事業は2件で、合わせて2,390万円となっております。

なお、各事業の繰越額並びに財源内訳につきましては、それぞれ繰越明許費繰越計算書に記載のとおりでございます。

続きまして、報告第3号平成29年度四万十町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明を申し上げます。

農業集落排水事業特別会計におきましては、農業集落排水施設機能診断事業として1件290万円の繰越額となっております。

なお、財源内訳につきましては、繰越明許費繰越計算書に記載のとおりでございます。

続きまして、報告第4号平成29年度四万十町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明を申し上げます。

下水道事業特別会計におきましては、下水道事業計画変更事業として1件400万円の繰越額となっております。

なお、財源内訳につきましては、繰越明許費繰越計算書に記載のとおりでございます。

以上、平成29年度の3会計につきまして、繰越明許費繰越計算書のご報告といたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（酒井祥成君） これで提出者の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（酒井祥成君） 日程第8、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本案件は、人権擁護委員伊賀ひとみ氏の任期満了に伴う後任者につきまして、高知地方法務局長からの推薦依頼により候補者を推薦するものでございまして、新たに四万十町小野976番地7にお住まいの芝瑞穂氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

芝氏は、平成29年3月に退職されるまでの35年間教職に携わり、在職中は学校教育全体の中で人権問題に関わり、継続的に実践してこられました。

現在は、所属する文化活動団体で広く活動されているほか、町の連合婦人会や日赤奉仕団の支部活動など、地域の活動も積極的かつ堅実に行っておられることから、これらの経験を生かし、人権擁護委員として使命を果たすことができる最適任者であると考えておるところでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（酒井祥成君） 提出者の説明が終わりました。

お諮りします。

本件は、お手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ご異議なしと認めます。したがって、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、お手元にお配りしました意見のとおり、適任と答申することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（酒井祥成君） 日程第 9、同意第 8 号農業委員会委員の任命について、日程第 10、同意第 9 号農業委員会委員の任命について、日程第 11、同意第 10 号農業委員会委員の任命について、日程第 12、同意第 11 号農業委員会委員の任命について、日程第 13、同意第 12 号農業委員会委員の任命について、日程第 14、同意第 13 号農業委員会委員の任命について、日程第 15、同意第 14 号農業委員会委員の任命について、日程第 16、同意第 15 号農業委員会委員の任命について、日程第 17、同意第 16 号農業委員会委員の任命について、日程第 18、同意第 17 号農業委員会委員の任命について、日程第 19、同意第 18 号農業委員会委員の任命について、日程第 20、同意第 19 号農業委員会委員の任命について、日程第 21、同意第 20 号農業委員会委員の任命について、日程第 22、同意第 21 号農業委員会委員の任命について、日程第 23、同意第 22 号農業委員会委員の任命について、日程第 24、同意第 23 号農業委員会委員の任命について、日程第 25、同意第 24 号農業委員会委員の任命について、日程第 26、同意第 25 号農業委員会委員の任命について、日程第 27、同意第 26 号農業委員会委員の任命について、以上、同意第 8 号から同意第 26 号までの 19 議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 同意第 8 号から同意第 26 号までの農業委員会委員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

農業委員会委員につきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正によりまして、委員の選出方法が選挙制及び町長の選任制の併用から、議会の同意を要件とする町長の任命制に制度改正されております。現委員は、平成 30 年 8 月 31 日をもって任期満了となりますので、制度改正後の四万十町農業委員会委員の任命について、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

まず、同意第 8 号につきましては、四万十町影野 590 番地 1 にお住まいの浜田大彰氏を任命いたしたく、提案するものでございます。

次に、同意第 9 号は、四万十町南川口 90 番地にお住まいの小野重明氏を任命いたしたく、提案するものでございます。

次に、同意第 10 号は、四万十町榊山町 7 番 68－10 号にお住まいの下元弘章氏を任命いたしたく、提案するものでございます。

次に、同意第 11 号は、四万十町小野 248 番地 2 小野団地 80 号棟 2 号室にお住まいの武内

道則氏を任命いたしたく、提案するものでございます。

次に、同意第12号は、四万十町大正1095番地にお住まいの竹内純氏を任命いたしたく、提案するものでございます。

次に、同意第13号は、四万十町興津1386番地にお住まいの甫喜本治誠氏を任命いたしたく、提案するものでございます。

次に、同意第14号は、四万十町藤ノ川578番地1にお住まいの太田祥一氏を任命いたしたく、提案するものでございます。

次に、同意第15号は、四万十町宮内447番地にお住まいの掛水誠幸氏を任命いたしたく、提案するものでございます。

次に、同意第16号は、四万十町中神ノ川23番地にお住まいの廣井栄治氏を任命いたしたく、提案するものでございます。

次に、同意第17号は、四万十町上宮797番地4にお住まいの宮脇眞弓氏を任命いたしたく、提案するものでございます。

次に、同意第18号は、四万十町市生原230番地にお住まいの下元誠一郎氏を任命いたしたく、提案するものでございます。

次に、同意第19号は、四万十町大正北ノ川231番地16にお住まいの中原英昭氏を任命いたしたく、提案するものでございます。

次に、同意第20号は、四万十町中村153番地にお住まいの濱田誠氏を任命いたしたく、提案するものでございます。

次に、同意第21号は、四万十町大正中津川384番地にお住まいの林幸一氏を任命いたしたく、提案するものでございます。

次に、同意第22号は、四万十町茅吹手137番地にお住まいの山脇文男氏を任命いたしたく、提案するものでございます。

次に、同意第23号は、四万十町古城732番地にお住まいの吉良榮氏を任命いたしたく、提案するものでございます。

次に、同意第24号は、四万十町大井川1339番地2にお住まいの伊東智江氏を任命いたしたく、提案するものでございます。

次に、同意第25号は、四万十町平野332番地にお住まいの山本道雄氏を任命いたしたく、提案するものでございます。

次に、同意第26号は、四万十町六反地101番地にお住まいの宮崎恵美子氏を任命いたし

たく、提案するものでございます。

以上、19名の方々につきましては、町内それぞれの地域におきましてご活躍をされております。その人格と見識は農業委員会の委員として最適任者であると確信するものでございます。ご同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（酒井祥成君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 今、農業者の法人化が進められているかと思うんですが、任命理由のところに、一般社団法人四万十農産とか、あるいは農事組合法人というのが出てきますが、その農事組合法人と一般社団法人の、農業法人としての違いの概要を簡単に説明していただけないでしょうか。

○議長（酒井祥成君） 個人の名前で提案しておりますので、農業法人の関係はここでは答弁の必要はないというふうに思います。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 議長の議事整理には基本的に従いたいと思いますが、任命理由の中に書かれていることなんですね。任命理由の中に書かれていることが関係ないと言い切れるものであるのかどうかという視点で質問させていただいた次第でございます。関係なければ任命理由に書く必要もまたないかなと、その辺はどういうふうにお考えになっているのでしょうか、議長は。

○議長（酒井祥成君） 議長は答弁はできません。その経歴について書いた理由についてお答えがあれば、それを許可します。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） ですから、これ、三回目ですけど、この議案書に書かれていることについて伺いました。任命理由であつたりとか、主な経歴ですよ。これは、だから、その同意議案に必要であるから書かれているのではないのでしょうか、議案書に。その内容について説明したものに関係ないと言い切れるのかということなんですよ。その視点でお伺いしましたが。

○議長（酒井祥成君） 答弁はありますか。

答弁はないようですので、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより同意第8号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第8号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町影野590番地1、浜田大彰君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、浜田大彰君の選任について同意することは可決されました。

これより同意第9号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第9号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町南川口90番地、小野重明君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、小野重明君の選任について同意することは可決されました。

これより同意第10号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第10号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町榊山町7番68-10号、下元弘章君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、下元弘章君の選任について同意することは可決されました。

これより同意第11号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第11号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町小野248番地2小野団地80号棟2号室、武内道則君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、武内道則君の選任について同意することは可決されました。

これより同意第12号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第12号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町大正1095番地、竹内純君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、竹内純君の選任について同意することは可決されました。

これより同意第13号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第13号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町興津1386番地、甫喜本治誠君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、甫喜本治誠君の選任について同意することは可決されました。

これより同意第14号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第14号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町藤ノ川578番地1、太田祥一君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、太田祥一君の選任について同意することは可決されました。

これより同意第15号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第15号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町宮内447番地、掛水誠幸君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、掛水誠幸君の選任について同意することは可決されました。

これより同意第16号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第16号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町中神ノ川23番地、廣井栄治君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、廣井栄治君の選任について同意することは可決されました。

これより同意第17号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第17号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町上宮797番地4、宮脇眞弓君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、宮脇眞弓君の選任について同意することは可決されました。

これより同意第18号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第18号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町市生原230番地、下元誠一郎君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、下元誠一郎君の選任について同意す

ることは可決されました。

これより同意第19号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第19号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町大正北ノ川231番地16、中原英昭君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、中原英昭君の選任について同意することは可決されました。

これより同意第20号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第20号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町中村153番地、濱田誠君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、濱田誠君の選任について同意することは可決されました。

これより同意第21号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第21号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町大正中津川384番地、林幸一君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、林幸一君の選任について同意することは可決されました。

これより同意第22号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第22号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町茅吹手137番地、山脇文男君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、山脇文男君の選任について同意することは可決されました。

これより同意第23号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第23号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町古城732番地、吉良榮君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、吉良榮君の選任について同意することは可決されました。

これより同意第24号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第24号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町大井川1339番地2、伊東智江君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、伊東智江君の選任について同意することは可決されました。

これより同意第25号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第25号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町平野332番地、山本道雄君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、山本道雄君の選任について同意することは可決されました。

これより同意第26号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第26号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町六反地101番地、宮崎恵美子君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、宮崎恵美子君の選任について同意することは可決されました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第28、議案第55号四万十町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第55号四万十町過疎地域自立促進計画の一部変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、四万十町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

本計画につきましては、同法に定められた過疎地域自立促進のための地方債である過疎対策事業債を活用する際の条件とされており、本町においても平成28年度から平成32年度を計画期間として取り組んでおりますが、この度、事業の追加等が必要となりましたので、計画を変更するものでございます。

主な変更内容といたしましては、自立促進施策区分の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進における農道整備事業の追加並びに自立促進施策区分の高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進における高齢者生活福祉センター改修事業の追加となっております。

また、これらの変更にあわせて軽微な変更も行いまして、過疎地域自立促進特別措置法第6条第4項の規定による高知県との事前協議も完了しているところでございます。

ご審議の上、ご決定を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（酒井祥成君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第55号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第55号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第29、議案第56号四万十町行政評価条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第56号四万十町行政評価条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、四万十町行政評価条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。

行政評価につきましては、国の指針により、多くの地方公共団体で取り組まれるようになり10年以上が経過しております。この間、社会情勢の変化と共に、当初は予算圧縮・経費削減としての意味合いが強かった行政評価も、近年では行政活動の成果向上、職員の意識改革、さらには住民に対する説明責任の手段など、その役割も大きく変化しております。

本町では、平成21年度から行政評価に取り組んでまいりましたが、全国的な傾向等も踏まえ一定の見直しが必要な時期となっておりますので、本町のまちづくりの最高規範であるまちづくり基本条例並びに最上位計画である総合振興計画を中心とした協働によるまちづくりの推進を見据え、町民にとって簡素でわかりやすい仕組みを再構築し、第2次総合振興計画の計画期間に合わせて、新たな行政評価に取り組むものでございます。

主な改正内容といたしましては、四万十町総合振興計画審議会条例に規定する四万十町総合振興計画審議会による外部評価の創設のほか、これに伴う行政評価審査委員会並びに行政評価会議の廃止となっております。

ご審議の上、ご決定賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

○議長（酒井祥成君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第56号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第56号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第30、陳情を議題とします。

本日までに受理をしました陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりでございます。会議規則第95条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前10時21分 散会

